



小池雄一

修郎先生の事件簿

～就労ビザ専門会社の現場から～

佐生修郎(さしゅう・しゅうろう)は就労ビザ専門会社で働くコンサルタント。その幅広い知識と長年の現場経験、それに深い洞察に基づきさまざまなアドバイスを行い、数々の困りごとを解決してきた。座右の銘は「真面目に不真面目」。

鈴木 大変だ、大変だ、新しい「外国人が就ける役職リスト」が実際の現場に適用されてきたのだから？(労働大臣決定書2019年第228号)

佐生修郎 そうだ。労働省のシステム「TKA ONLINE」にログインしてRPTKA(外国人雇用計画書)就労枠の申請をする際、役職の指定が「リストボックス」から選択するようになった。(10月21日より)

鈴木 予想通りだね。

佐生 予想外なのは、リストボックス内の選択肢が部分的に決定書の内容と違うことだ。

鈴木 ええ。なにそれ。そんなこと本当にあるの？

佐生 あるのだ。プログラムは変えたけど、役職マスターのデータが未整備だということだ。現在(10月31日時点)まで未整備状態だ。

鈴木 どうするのさ？

佐生 労働省の相談窓口に出向いて、ひとつひとつ事情を説明して改修を依頼している。当局内でまとめて改修してくれば良いんだけど、指摘した部分だけの部分改修を繰り返している状況だ。

鈴木 場当たり的な対応ってこと？

佐生 でもこれは「役職マスターの入力」の問題だから時間が解決してくれるはずだ。

鈴木 そうだね。この他にもシステムの不備がまだまだ沢山ありそうだけど？

佐生 新規定では、役職リスト上に載っていないけれども審議により新たな役職が許可され得ると謳われている(「例外規定」)、それがシステム機能としては実装されていないのだ。

役職リストがシステムにのって来た！

鈴木 ええっ!?じゃあ、今は、とにかく例外なしに役職リストから選択するしか方法が無いのだね。

佐生 今後、例外規程のためのプログラム改修か、その度にマスター追加する業務プロセスが、そのどちらかで対応されることを祈ろう。

鈴木 もうひとつ気になった。今回規定されたのは、60業種のみだよ。でも60業種以外の業種で種の方がフレキシブルに対応

登録されている会社も沢山あるはず。それらはどうなるの？

佐生 60業種以外の業種の会社の場合には、役職をテキストで「自由入力」出来るのだ。例えば、「タイヤ製造業」は、規定60業種の中にはない。だから、タイヤ製造会社が申請した時、システムの以前のように役職をテキストで好きなように入力できていたのだけど、今回規定されたのは、60業種のみだよ。でも60業種以外の業種で種の方がフレキシブルに対応

できるのだね。

佐生 システム的にはそうだが、EXPOSE(労働省審議官とのスカイプ面談)の際に規定60業種の中で似たような業種を指定され、その役職リストに無理矢理あわせるように指示されたけどね。

鈴木 EXPOSEが楽になると聞いていたけど、逆に役職の件で揉めそうだね。それにシステムが落ちまくるまでゴタゴタしそう。

業の新しい教育文化大臣が力を発揮してくれば、システムに明るい論理的で網羅的な思考が出来る役人がそのうち沢山採用されるようになるはずだからね。

こいけ・ゆういち FPCインドネシア代表取締役。89年学習院大卒、日本アイ・ビー・エム入社。フジスタフへ転職後インドネシアでの事業開発を手掛ける。帰国後に独立。「夢ある街のたいやき屋さん」FC経営を経て、12年8月より現職。栃木県生まれ。53歳。

※本連載は、実際に起きた事例を参考に、インドネシアに滞在、就労する上で気を付ける点について説明するもので、登場人物や事象はフィクションです。実際の事案に対応する場合は、専門家に相談の上、各自のご判断でご検討ください。

「修郎先生の事件簿」は、原則、毎月第1水曜に掲載します。

佐生修郎 心得の条

一 新しい「外国人が就ける役職リスト」が労働省システムに適用され現場運用が開始された。現在は役職マスターデータに不備があるので、今まさに申請する方はトラブルへの事前の心構えをおくこと。

二 当局におけるシステムの不備は今回だけでは無いが、新しい教育文化大臣の活躍を願い、今後の論理的で網羅的な思考を持つ役人が沢山出て来るのを期待しておく。